

廿日市市労働条件審査対象事業者選定委員会設置要綱

平成 2 7 年 4 月 1 日

要綱

改正 平成 2 8 年 3 月 4 日

(設置)

第 1 条 市が実施する公共サービスの質を確保することを目的とし、市から工事を受注した事業者のもとで働く従業員等の労働条件及び労働環境の審査を実施するため、廿日市市労働条件審査対象事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 労働条件審査の対象とする事業者を選定すること。
- (2) 労働条件審査を実施した者が作成した審査結果の報告書を審査し、結果を市長へ報告すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部に関する事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、建設部長、総務部契約課長、建設部建設総務課長及び審査対象工事を所管する課長その他の委員長が必要と認めた者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は委員会を招集し、その会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見等の聴取)

第 5 条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。